

福島市公告第41号

下記のとおり制限付一般競争入札を行うので、福島市財務規則(以下「財務規則」という。)第164条に基づき公告する。

令和8年2月17日

福島市長 馬場 雄基

記

1. 入札に付する事項

(1) 件名	教育委員会事務局・小学校・義務教育学校用デジタル印刷機賃貸借
(2) 納入場所	福島市の指定する場所
(3) 物品概要	デジタル印刷機 22台 一式あたり月額 60カ月 保守・搬入・設置費・撤去費含む
(4) 賃貸借期間	令和8年4月1日(水)から令和13年3月31日(月)まで
(5) 予定価格	非公表

2. 入札参加資格

(1)	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
(2)	令和7・8年度福島市物品調達有資格業者名簿に登録されている者
(3)	福島市競争入札参加停止等取扱要綱に基づく競争入札参加停止を受けている期間中でないこと。
(4)	会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。 会社法(平成17年法律第86号)による清算の申立てがなされていないこと。
(5) 登録内容	大分類：「事務用品」 品目：「事務用機器リース」に登録のある者
(6) 所在地区分	福島市内に本店を有する者。
(7) 許可資格等	
(8) 納入実績	
(9) その他	本件物品について所定納期までに確実に納入できる者であり、当該物品に係る迅速な修繕及び点検が可能な体制を備えた者であること。

3. 仕様書等の交付

(1) 交付場所	福島市 財務部 契約検査課	
(2) 交付期間	令和8年2月17日(火)から令和8年2月24日(火)までの毎日 (ただし、土・日・祝日を除く)午前9時から午後4時まで	
(3) 交付方法	希望者は、交付票により契約検査課で交付を受けてください。(無料)	
(4) 仕様書等に関する質問	① 質問方法	質問書(様式第3号)により、福島市 財務部 契約検査課へ持参(郵送・電送は不可)
	② 質問期間	令和8年2月17日(火)から令和8年2月24日(火)までの毎日 (ただし、土・日・祝日を除く)午前9時から午後4時まで (なお、最終日については午前9時から正午まで)
	③ 質問に対する回答	福島市ホームページに掲載する。
	④ 回答閲覧期間	令和8年2月26日(木)から令和8年3月11日(水)までの毎日
	(5) その他	期間内に仕様書等の交付を受けない方は入札参加申請できません。

#### 4. 入札参加資格確認申請の手続き

(1)	提出書類	
	① 資格確認申請書	制限付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)
	② 販売納入実績	
	③ その他必要書類	
(2)	提出方法	福島市 財務部 契約検査課へ持参(郵送・電送は不可)
(3)	提出先	福島市 財務部 契約検査課 [〒960-8601福島市五老内町3番1号]
(4)	申請受付期間	令和8年2月17日(火)から令和8年2月27日(金)までの毎日 (ただし、土・日・祝日を除く)午前9時から午後4時まで
(5)	その他	申請書の作成に係る費用は提出者の負担とし、提出された書類の返却、差替は認めない。 (市は提出された資料を無断で本件入札以外に使用することはありません。)

#### 5. 入札参加資格の決定

(1)	入札参加資格の決定日	令和8年3月2日(月) (参加資格者は入札時まで非公表)
(2)	決定の通知	入札参加資格の有無は決定後、制限付一般競争入札参加資格確認通知書により通知(郵送)する。入札参加資格有りとな認められた者には、入札書をあわせて郵送する。
(3)	資格が無いとされた場合	入札参加資格が無いとされた場合、その理由の説明を令和8年3月5日(木)まで文書により求めることができる。(福島市財務部契約検査課へ持参。郵送、電送は不可)

#### 6. 入札方法等について

(1)	入札方法について	
	① 入札方法	入札日時に本人又は代理人が入札書を持参し入札すること。 月額(消費税及び地方消費税額抜き)で入札すること。 入札執行回数は原則として2回を限度とする。郵便、電信による入札は不可。
	② 入札日時	令和8年3月11日(水) 午前11時30分
	③ 入札場所	福島市役所庁舎棟 入札室 [〒960-8601 福島市五老内町3番1号]
	④ その他	入札の際は制限付一般競争入札参加資格確認通知書又はその写しを必ず持参すること。 入札、契約については競争入札心得(福島市ホームページ参照)を熟読のこと。

#### 7. その他

(1)	入札保証金	免除
(2)	契約保証金	免除
(3)	契約の条件等	仕様書及び契約条項による。
(4)	特約条項	1、当該契約に係る予算措置の減額又は削除があった場合は、福島市はこの契約を解除し、又は契約相手方と協議により減額することができることを条件とする。 2、契約日は予算が成立する3月市議会定例会議終了後の令和8年3月30日とする。
(5)	契約書作成の要否	要
(6)	入札の無効	本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに競争入札心得や仕様書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 なお、市長により競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、福島市競争入札参加停止等取扱要綱に基づく競争入札参加停止を受けて入札時点において競争入札参加停止期間中である者等入札時点において本公告に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
(7)	入札の中止について	1 本件は、参加資格者が1者以上あれば実施するものとする。 2 本件入札に関し、不正な行為等により公正な入札執行が困難と判断されるときは入札を中止又は延期することがある。
(8)	問い合わせ先	福島市 財務部 契約検査課 契約係 [〒960-8601福島市五老内町3番1号 (電話024-525-3705 FAX 024-536-1876)]